

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 保険医療機関の指定
保険医の登録
鳥取県農業改良資金貸付基準の一部改正
土地改良区の定款の変更の認可
土地改良事業の認可申請の適否の決定(二件)
入会林野整備計画の適否の決定
保安林の指定の解除予定(五件)
都市計画の変更
- ◇教委告示 教育委員会の招集
- ◇公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催
- ◇正 誤 昭和五十九年九月鳥取県告示第六百五十号中訂正

規 則

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年十月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十八号

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県農業改良資金貸付規則(昭和三十九年十月鳥取県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一の第三号の項中「七年以内」の下に「(据置期間一年以内を含む。)」を加える。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けている資金については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第七百四十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二

年政令第八十七号) 第二条の規定により告示する。

昭和五十九年十月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
小川齒科医院	東伯郡関金町大字関金宿一五二一	昭和五十九年九月二十一日
医療法人上田齒科医院	鳥取市西町一丁目四五四	昭和五十九年九月一日

鳥取県告示第七百四十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十九年十月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
藤井秀樹	鳥医第三、一二四号	昭和五十九年九月十三日

仙田哲朗	鳥医第三、一二五号	〃
井俣孝司	鳥医第三、一二六号	〃
小枝達也	鳥医第三、一二七号	〃
稲垣真澄	鳥医第三、一二八号	〃

鳥取県告示第七百四十九号

鳥取県農業改良資金貸付基準(昭和五十三年十一月鳥取県告示第千十三号)の一部を次のように改正する。

昭和五十九年十月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一技術導入資金の表の第七号の項中「葉編機、防除機等」を「防除機、溝掘機等」に、「一、四八〇、〇〇〇円」を「一、五七三、〇〇〇円」に改め、同表の第十二号の項中

「すいかの中型トンネルにあつては、耕地一〇アールにつき 二九〇、〇〇〇円」を

「すいかの中型トンネルにあつては、耕地一〇アールにつき 二九〇、〇〇〇円
メロンの大型トンネルにあつては、耕地一〇アールにつき 四八九、〇〇〇円」

に改め、同表の第十四号の項中

「及びかん水施設（配管資材、エンジン、ポンプ等）」を「かん水施設（配管資材、エンジン、ポンプ等）及び防風施設（支柱、防風網等）」に、「ほうれんそう」を「ほうれんそう等葉菜類」に、「二、〇六一、〇〇〇円」を「二、四六九、〇〇〇円」に、「いちじ、トマト等」を「トマト等果菜類」に、「一、九八六、〇〇〇円」を「二、三九四、〇〇〇円」に改め、同表の第十五号の項中「（中間柱、トンネル線材、被覆ビニール等）」を「（外柱、中柱、トンネル線材、被覆ビニール等）及び防風施設（支柱、防風網等）」に、「八〇三、〇〇〇円」を「一、五二五、〇〇〇円」に改める。

鳥取県告示第七百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、西伯町土地改良区の定款の変更を昭和五十九年十月三日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年十月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百五十一号

西伯町が行う土地改良事業（農業用河川工作物応急対策事業法勝寺地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年十月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年十月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百五十二号

西伯町が行う土地改良事業（ため池等整備事業西地区ため池等整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年十月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年十月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百五十三号

気高郡鹿野町大字乙亥正二五〇重山入会林野整備組合組合長佐々木仁士から申請のあつた重山入会林野整備計画については、昭和五十九年八月二十八日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年十月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

重山入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年十月十一日から三十一日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び鹿野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

鳥取県告示第七百五十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年十月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字下畑字サコノ平七二五の一三・大字大谷字高山三三の一（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百五十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年十月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町宮内字水谷一四三九の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百五十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年十月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町舟場字石塔七六〇の三、七六〇の四、字カツラ谷七六一の二、七七二の二、字ハカ谷七九九の二から七九九の四まで

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第七百五十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年十月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町下阿毘縁字上鱸陰地山二二八一・二二八二の一（以上二

筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百五十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年十月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町菅沢字呼子山二一〇三の一・二一〇四の九から二一〇四の一一まで（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和五十九年十月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画土地区画整理事業

皆生新田土地区画整理事業

二 都市計画の変更に係る土地の区域

変更する部分

米子市皆生字温泉、字上野浪新田及び字沖河端

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県土木部都市計画課

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十六号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十九年十月九日

鳥取県教育委員会委員長 倉 部 福之助

一 日時 昭和五十九年十月九日(火)午後四時

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室

三 議題

1 市町村教育委員会教育長の承認について

2 その他

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和38年法律第6号。以下「法」という。)

第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いは関する講習会を次のとおり開催する。

昭和59年10月9日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 典

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの

ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者

イ 所持の許可の更新を受けようとする者又は買い替え等で新たな猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者

2 開催の日時及び場所

日 時	場 所	受 講 対 象 者
昭和59年10月30日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁議会棟8階第 16会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭、 浜村及び倉吉の各警察署 の管内に居住する者
昭和59年11月6日 午後1時30分から 午後4時00分まで	倉吉市住吉町77 鳥取県倉吉警察署会議 室	倉吉及び八橋の各警察署 の管内に居住する者
昭和59年11月13日 午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市樺町1丁目151 鳥取県米子警察署会議 室	米子、境港、溝口及び黒 坂の各警察署の管内に居 住する者

昭和59年11月21日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町1丁目271 鳥取県庁第2庁舎5階 第21会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭 及び浜村の各警察署の管 内に居住する者
---------------------------------------	-------------------------------------	---------------------------------------

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間 2時間30分

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講の申込み

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地在を管轄する警察署長を經由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を所定の銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆等）

正 誤

昭和五十九年九月鳥取県告示第六百五十号（保安林の指定の解除予定に
ついて）中次の箇所誤りがあったので、訂正する。

頁	誤	正
二	下	三
	字花屋垣内	字花尾垣内